

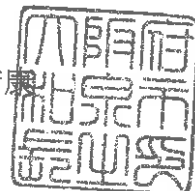
和泉市告示第 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定により、
次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年 5 月 9 日

和泉市長 辻 宏康



- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
（仮称）ドン・キホーテ和泉中央店
- 2 大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定による公告をした日
平成 30 年 12 月 26 日（平成 30 年和泉市告示第 344 号）
- 3 意見の概要
（1）閉店時刻について、届出書どおり許可することがないよう適切な指導を
すること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - （1）縦覧の期間
令和元年 5 月 9 日から令和元年 6 月 9 日まで
 - （2）縦覧の場所
和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
和泉市環境産業部商工労働室商工推進担当
大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号 大阪府咲洲庁舎 25 階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課